

開催無料

令和8年8月27日
(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜北支部 労務部会

『労務管理セミナー:カスタマーハラスメント防止対策と実務対応』のご案内

会員の皆様には、日頃から労務安全衛生教育を通じて事業場の労働条件向上にご努力されていることと存じます。この度、本年秋より全企業を対象に義務化されるハラスメント対策をテーマとした『労務管理セミナー:カスタマーハラスメント(カスハラ)防止対策と実務対応』を開催いたします。

近年、顧客や取引先からの不当・悪質なクレーム、いわゆる「カスタマーハラスメント(カスハラ)」が深刻な社会問題として顕在化しており、多くの事業者が従業員のメンタルヘルス不調や離職に頭を悩ませています。こうした状況に対応するため国による法整備が進み、労働施策総合推進法の改正により、従業員をカスハラから守るための防止措置(雇用管理上の措置)を講ずることが事業主の法的義務となりました。この義務化は、いよいよ本年10月1日から一斉に施行されます。そこで本セミナーでは、施行されたばかりの法改正の動きや国が示す最新の「カスハラ防止指針」を踏まえ、企業が必ず講じなければならない法的義務項目と、具体的な実務対応(基本方針の明確化、マニュアルの策定、相談体制の整備等)に焦点を当てます。特定社会保険労務士の難波宗廣氏をお招きし、実務に直結する具体的なハラスメント事例や現場を守る初期対応ルールを交えながら、企業が取るべき対策について分かりやすく解説していただきます。

従業員が心身ともに健康で、尊厳を守られながら安心して本来の力を発揮できる環境を確保することは、持続可能な企業運営において重要な経営基盤です。事業場の人事・総務・労務関係者の方をはじめ、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

記

- 日時：令和8年10月2日(金) 13:30~15:00
- 会場：横浜市西公会堂2階 1号会議室
- 講師：特定社会保険労務士 難波 宗廣 氏
- 対象者：人事・総務・労務に携わる管理職・担当者など
*講師と同業の方はご遠慮いただく場合がございます。
- 定員：50名(定員になり次第締め切ります)
- 内容：カスタマーハラスメントの現状と企業に求められる対策
・カスタマーハラスメントとは:定義と正当なクレームとの境界線
・最新の法改正と企業に課せられる新たな義務
・企業が講ずべきカスタマーハラスメント防止のための対策
(内容は予告なく変更になる場合がございます)
- 受講料：無料
- 申込方法：下記の申込書に記載してFAXにてお申し込み下さい。

NO! カスハラ



FAX送付先 045-474-1815

『労務管理セミナー』申込書

事業場名 _____ 住所 〒 _____
担当者 _____ TEL _____ FAX _____

氏名	所属部署

*ご記入頂いた個人情報当支部が責任を持って管理し、本講習会の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。